

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社博報堂（所在地 東京都港区）外2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年3月6日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①株式会社博報堂 ②株式会社東急エージェンシー ③株式会社セイムトゥー	①東京都港区赤坂 5-3-1 ②東京都港区西新橋 1-1-1 ③東京都千代田区永田町 2-4-3

2. 指名停止措置期間： 令和 5 年 3 月 6 日～令和 5 年 12 月 5 日（9 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会は、令和 5 年 2 月 28 日（火）に、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第 74 条第 1 項の規定に基づき、上記有資格業者を含む 6 社等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。

5. 措置理由

上記 4. については、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官令第 1562 号）第 1 条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 15 号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内